

○財務省告示第百三十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第30号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第6号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成二十九年四月二  
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年五月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百七十七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七  
条第一項及び財政資金法（昭  
和二十六年法律第百号）第九  
条第二項、同条第四項、第九  
条第五項、第三百三十七條第  
一項及び第三百三十七條第一  
項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規  
定の適用を受けるものとし、  
その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為される入  
札



十二	ロ	イ	十	十	九	八	七	ロ	イ	口										
償還期限	行争入札発	争入札発	非争入札発	者争入札発	特争入札発	国争入札発	入札発	争入札発	非争入札発	者争入札発	特争入札発	国争入札発								
た	平		八	額	四	額	平	す	額	の	振	五	円	二	三	二	面	た	条	特
償還期が銀行休業日に	成三十、四月二十日		厘	額以上	厘以上	額	成二十九	る。	の記載又は記録は、最も	記載又は記録は、最も	替法の規定による振替口座簿	万円	千四百五十億四千三百六	千四百五十億四千三百九十	兆九百九十二億九千九百九十	億九千九百九十	金額で二千四百十二億円	割引短期国債については、	第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六

十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当  
成 務 本 面 還 た  
二 大 銀 金 金 る  
十 臣 行 額 支 と  
九 か 通 百 支 き  
年 から 知 円 に は  
四 通 づ き 〃 そ  
月 知 を つ き の  
二 受 け 百 〃 翌  
十 け た 円 営  
日 者 業  
日 者 日  
に